

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人芳真会が開設する梅村介護医療院（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、作業療法リハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 梅村介護医療院
- (2) 開設年月日 平成31年4月1日
- (3) 所在地 青森県弘前市石渡1丁目1番地6
- (4) 電話番号 0172-32-3593 FAX 番号0172-33-1147
- (5) 管理者名 梅村芳文
- (6) 介護保険指定番号 介護医療院（02B0200018号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種は次のとおりであり、必置員数は法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 管理者（医師）兼務 | 1人 |
| (2) 看護職員、介護職員 | 2人以上 |
| (3) 作業療法士、言語聴覚士 | 0.2人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護医療院に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (4) 作業療法士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び祭日（8月13日、12月31日～1月3日）を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時30分～午後3時40分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員

介護予防通所リハビリテーションの利用定員を含めた、20人とする。

(当事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、その他必要なリハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) オムツについては持参していただきます。
- (3) 食費は520円とします。
- (4) その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であつて利用者に負担していただくのが適当と認められるもの。

(通常の当事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

弘前市内を原則とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙は出来ません。
- ・ 設備・備品の利用は、許可なく使用出来ません。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは必要最低限とします。
- ・ 金銭・貴重品は自己管理とします。(万が一、紛失された場合は責任を負いかねます。)
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は出来ません。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、梅村介護医療院の防火管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対応する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のため体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第15条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人芳真会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、管理を適正に行う。

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、就業規則の準ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人芳真会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成31年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和6年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和6年6月1日より施行する。